

2023年2月13日  
株式会社 ACTIVIO

## 製品保証規定

本規定は、株式会社 ACTIVIO（以下「弊社」という）の製品保証について定めたものです。  
必ず使用条件を守ってお使いください。

### 第1条（保証内容）

弊社は製品仕様書、納入仕様書、製品同梱書類、添付ラベルなどの注記、およびそれに準ずるドキュメント類の記載に従った正常な使用状態において、万一明らかに製造上の欠陥による問題が生じたときは、同等の新品と無償で交換いたします。なお、製造上の欠陥の判断は弊社の裁量によるものとします。

### 第2条（保証期間）

無償交換の受付期間は、弊社が製品を出荷してから1年間とします。ただし、保証期間の延長または短縮について、お客様と弊社の間であらかじめ書面により合意されている場合はこの限りではありません。

### 第3条（保証対象となる製品）

本規定は、弊社製の製品本体および拡張基板、ならびに弊社が提供する量産向けオプション品に適用します。ただし、以下に該当する製品は、本規定による保証の対象外です。

- 1) 試作評価を目的として設計・製造されているオプション品・付属品
- 2) ジャンパソケット、ネジ、スペーサー、ゴム足などの軽微な付属品・消耗品
- 3) 液晶製品のドット抜け
- 4) 製品にバンドルされている、他社製のハードウェア（SIMカードなど）
- 5) ソフトウェア（製品にあらかじめ書き込まれているもの、弊社がWebサイト等で提供しているものなど提供方法を問わない）
- 6) 弊社または弊社の正規販売代理店もしくは再販業者以外から購入、入手されたもの

7) その他、納入仕様書またはそれに準ずる書類に保証対象と明記されていないもの

#### 第4条（保証の適用外となる事由）

保証期間内でも、以下のような事由による故障や傷・破損は、本規定の保証適用外となります。

- 1) 製品マニュアル・ドキュメント類の内容に反した使い方によるもの
- 2) フラッシュメモリの書き込み回数の上限に至った場合、コンデンサまたは充電池の充放電特性による寿命など、ハードウェア自身の消耗に起因するもの
- 3) 変色、摩耗、擦り傷、へこみ、断線、腐食などの経年劣化（初期不良を除きます）
- 5) 弊社からの納品後に埃・ゴミ、砂、虫その他異物が混入したことによるもの
- 6) 塩害によるもの
- 7) 弊社以外による加工、修理、改造、分解、部品交換によるもの
- 8) 納品完了後の輸送や落下などによるもの
- 9) 火災や地震、水害、落雷、その他の天災、公害、異常電圧などの外部要因または不測の事故によるもの
- 10) 他の機器や部品を接続したことに起因するもの
- 11) ソフトウェアの不具合に起因するもの
- 12) 未知または想定外の使用目的や使用方法によるもの
- 13) 上記の他、故障・破損の直接的または間接的な原因がお客様の使用方法に起因すると認められる場合

#### 第5条（納品後の表面実装）

弊社から納品後に、リード部品実装以外の加工が施されている場合、原則として保証対象外とします。ただし、不具合箇所が当該の加工に起因しないことが明らかな場合は、この限りではありません。

#### 第6条（保証書の取り扱い）

製品によっては、本規定とは別に保証書が発行（製品に同梱）されることがあります。その場合、保証書については以下のとおり取り扱うものとします。

- 1) 保証書において、本規定と異なる定めがある場合（保証内容、保証範囲等）は、保証書の規定が優先されます。
- 2) 保証修理・交換は、保証書のご提示を条件とします。

#### 第7条（交換の受付）

本規定に基づく交換はセンドバック方式で行います。

- 1) お客様の使用場所における装置のセットアップおよび輸送のための梱包は、本規定によるサービスには含まれないものとします。また、送付時の送料は、書面をもってお客様と弊社があらかじめ合意した場合を除き、それぞれ送付元負担とします。
- 2) 故障品は、弊社からの納品時と同じハードウェア構成（セット製品の付属品を含む）で送付いただくことを原則とします。故障品に組み込まれたもしくは接続されたお客様所有のコネクタ、ケーブルその他の部品・備品、および故障品に書き込まれた一切のソフトウェアやデータについて、弊社はその保管と保全についていかなる責任も負いません。

#### 第8条（交換品の構成）

弊社が本規定に基づき交換を行う場合、交換品として、当該故障品が弊社から納品された時点のものと同等のハードウェア構成の製品（弊社の同型番品または同等の弊社製品）を提供します。

- 1) 当該製品がバージョンアップされた場合など同型番品の在庫がすでに弊社に存在しない場合、弊社は同等仕様または上位互換品を交換品としてお客様にご提供します。
- 2) お客様からの支給品を弊社で実装または装着して納品したものについては、弊社製品の基板とオプション品のみを交換対象とします。

#### 第9条（故障品の取り扱い）

交換後の故障品の所有権は弊社に帰属するものとし、お客様への返送を行わず、弊社にて保管または処分するものとします。

#### 第10条（免責事項）

製品に関して弊社が行う保証は、第 1 条、第 7 条および第 8 条に従い実施する交換に限られるものとし、法律上の請求の原因の種類を問わず如何なる場合においても、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害および他の財物に生じた損害に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。本保証規定は事前の予告無く改正、変更される場合がありますので、ご了承ください。

#### 第 11 条（有効範囲）

本保証規定は、日本国内においてのみ有効です。